



子どもの権利に関する情報紙

33号

チッコ

ちっ ちやいけど ちっ ちやくない



11月20日はかわさき子どもの権利の日

子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti (ちっちやいけどちっちやくない)」は、そんな思いを込めて作っています。

子どもの権利ってなに?? その4

子どもの権利条例には、人間として大切な子どもの権利として、7つの権利を定めています。今回は、その中から“**自分を守り、守られる権利**”（第12条）と“**自分を豊かにし、力づけられる権利**”（第13条）をご紹介します。

自分を守り、守られる権利（第12条）

条文では、子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃げたり、相談したりできること、他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされることなどの権利が保障されなければならない旨が定められています。

この権利が保障されるためには、子どもが困ったとき、いつでも気兼ねなく相談できることがとても大事です。おとながいつも焦っていて難しい顔をしていては、子どもは話しかけられません。まずは、子どもが何でも言える雰囲気をつくるために、子どもに対して「何でも話してね」という姿勢でいることや、話してくれた子どもの気持ちを受け止めて、「そうなんだね」「何々したかったんだね」と共感の言葉をかけてあげることが重要です。それでも忙しかったり、手を離せなかったりして、「ちょっと待って」「後にして」と言ってしまう場面も当然あると思います。そんなときは後で必ず声をかけて、「お待たせ。さっきは何だったかな?」と話を聞く態度を子どもに見せてあげてください。

こうしたおとなの姿勢や態度が、子どもとの信頼関係を築いていくのです。



自分を豊かにし、力づけられる権利（第13条）

条文では、子どもは、豊かな成長や自信につながるように励まされ、力づけられるために、遊んだり、学んだり、幸せを求められるなどの権利が保障されなくてはならない旨が定められています。

条文にある「遊ぶ」という表現は、条例を検討するとき、子どもの意見を反映して盛り込んだもので、当初は「遊ぶ権利」というものも検討されたそうです。子どもは遊ぶことを通し、成長していくという意味では、「遊ぶ」ことは「子どもの権利」そのものと言えると思います。



かわさき子どもの権利の日のつどいを開催！



かわさき子どもの権利の日のつどいを令和3年11月7日（土）に川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）とオンライン配信にて、開催しました。

午前の部

午前の部は、「保育士さんと一緒に親子で遊ぼう」として、乳幼児とその保護者向けに家庭でできる手遊びや簡単な工作などを行いました。

午後の部

午後の部は、講師にレモンさん（山本シュウ氏）を招き、子どもとおとなの関係についてお話しをしていただきました。内容を2つに分けて、第1部では、おとなと子どものコミュニケーションがうまくいかない時は、おとなが育ってきた環境（レモンさんは「昭和のIC（愛しい）チップ」と表現されていました！）のせいである。自分を責めすぎずに、子どもとおとなという立場は関係なしに公平に接し、気持ちに共感をするなど、子育てに悩む方々も少し楽になるようなヒントをくれる内容でした。

第2部では、子どもが親に対して抱く様々な気持ちを中心に「子どものホンネ」として、小学生から高校生の6人の子どもとレモンさんによるトークセッションを行いました。



午前の部



午後の部

「子どもの権利条約フォーラム2021 in かわさき」が開催されました！



市民を中心とした実行委員会が、川崎市子どもの権利に関する条例施行20年に合わせて、毎年全国各地で開催される「子どもの権利条約フォーラム」を川崎市に誘致！令和3年11月6日（土）、7日（日）に、「**子どもの権利条約フォーラム2021 in かわさき**」が開催されました。



発行：川崎市こども未来局 青少年支援室
子どもの権利担当
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931

川崎市 子どもの権利 **検索**

